

生活衛生業務において必要とする身分を示す証明書等の有効期限を定める
要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活衛生業務において実施する立入検査等の際に携帯が義務付けられる身分を示す証明書等のうち、有効期限を定める必要があるものについて有効期限を定める。

(水道法検査証の有効期限)

第2条 水道法(昭和32年法律第177号)第39条第4項(法第40条第9項において準用する場合を含む。)の規定による当該職員の身分を示す証明書の有効期限は、発行日より3年とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。